

本号で公布された 法令のあらまし

◇科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三一九号）（内閣府本府）

一 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正関係

1 中小企業者の範囲を定めることとした。（第二条の二関係）

2 新技術補助金を交付する法人の範囲を定めることとした。（第二条の三関係）

3 人文科学分野の科学技術に関する試験又は研究を行う国の機関を試験研究機関等に加えることとした。（別表第一関係）

4 科学技術基本法等の一部を改正する法律において科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に加えた研究開発法人等が行うことができる出資並びに人的及び技術的援助を定めることとした。（別表第二関係）

二 関係政令の整備

その他関係政令の所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令（政令第三二〇号）（国土交通省）

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三六号）の施行期日は、令和二年一月二十七日とすることとした。

◇持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三二一号）（国土交通省）

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正関係

軌道事業の特許を要する地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請手続を定めることとした。（第一条第一項関係）

二 道路運送法施行令の一部改正関係

一般旅客自動車運送事業者による営業区域外旅客運送の禁止に係る特例及び一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行に係る事業許可等の申請があったときの関係地方公共団体への通知に関する国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任することとした。（第一条第一項及び第五条第一項関係）

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正関係

1 貨客運送効率化事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該事業の実施主体が行う事業の業種を所管する大臣に加え、国土交通大臣を主務大臣とすることとした。（第五条第二項関係）

2 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画の認定等の際の地方公共団体への意見聴取等に関する国土交通大臣の権限については、原則として地方運輸局長に委任することとした。（第七条第一項関係）

四 施行期日

この政令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行することとした。

政令

科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。
御名 御璽
令和二年十一月十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百十九号

科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正
（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）
の一部を次のように改正する。
第二条の次に次の改正を加える。

（中小企業者の範囲）
第二条の二 法第十四条第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ヘルメット製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

2 法第十四条第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
三 商工組合及び商工組合連合会
四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

七 酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの